

第1 提出書類一覧表

提出書類	留意事項
ア 測量等業務指名競争入札 参加資格審査申請書	社印又は会社名が入った代表者印のない方は、印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの。写し可。）を添付してください。
イ 経営規模等総括表 （様式第2号）	様式については、京丹波町のホームページよりダウンロードしてください。（入札情報の入札制度内に掲載しています。）
ウ 営業所一覧表 （様式第5号）	様式については、京丹波町のホームページよりダウンロードしてください。 主たる営業所とその他の営業所について記入してください。（必要事項が記載されていれば、任意様式でも可）
エ 京丹波町税の納税証明書	発行後3ヶ月以内の正本 京丹波町税について滞納がないことの証明を受けてください。（役場本庁税務課又は支所で証明を受ける。写し不可） ※法人及び代表者に納税義務のない場合は不要です。
オ 京都府税の納税証明書	発行後3ヶ月以内のものであること。（写し可） 京都府税について滞納がないことの証明を受けてください。法人又は代表者（個人の場合）に納税義務のない場合には必要ありませんが、次項クの消費税及び地方消費税の納税証明書を書式その3の3（法人税と消費税及び地方消費税の証明）としてください。
カ 消費税及び地方消費税の 納税証明書（免税業者の 方も提出してください）	発行後3ヶ月以内のものであること。（写し可） 税務署で証明を受け、次のいずれかの書式を添付してください。 書式その3：（請求税目単位の証明） 書式その3の2：（申告所得税と消費税及び地方消費税の証明） 書式その3の3：（法人税と消費税及び地方消費税の証明）
キ 年間委任状（該当者のみ） （様式第6号）	京丹波町のホームページよりダウンロードしてください。 契約の締結等の権限を、支店長等に委任したい場合は、提出してください。
ク 同意書 （京丹波町公共料金完納確認の調 査同意書） （様式第7号）	京丹波町のホームページよりダウンロードしてください。 京丹波町内に営業所等若しくは代表者の住所がない場合は不要です。
ケ 登録証明書（現況報告書） 等	申請書の記入要領による。
コ 商業登記事項証明書 （法人の場合） 身分証明書 （個人の場合）	発行後3ヶ月以内のものであること。（写し可） 現在事項証明書又は履歴事項全部証明書のいずれでも可 個人の場合は、身分証明書添付。（市町村役場で証明を受ける。写し可。ただし、京丹波町発行のものは、写し不可。）
サ 財務諸表 （法人の場合） 所得税確定申告書（写し） （個人の場合）	法人は、審査基準日直前1年の営業年度における財務諸表。 個人は、所得税確定申告書（写し）1式（申請日の前年分）

注：「発行後3ヶ月以内のもの」とは申請日において前日から遡って3ヶ月以内のものです。

第2 申請書の記入要領

提出書類の記入要領は、各書類にも記載されていますが、次の事項にも留意してください。なお、**各種証明書類**は特に指定のない限り、それぞれの発行官公署等において定めた様式で「現況報告書の写し」を除き申請時において発行日から3箇月以内のものとし、複写機による写し（印影まで鮮明なものに限る）でも可。ただし、京丹波発行の納税証明書、身分証明書は原本提出とします。提出書類記載例を参考に記載してください。

1 測量等業務指名競争入札参加資格審査申請書

- (1) 申請日を記入してください。
- (2) 「登録番号及び登録年月日」については、現在登録を受けているもの全てを記入してください。
また、都道府県へ登録しているものについては、番号の前に都道府県名を記入してください。
- (3) 印鑑については、代表者印を必ず押印してください。
- (4) 社印又は会社名の入った代表者印のない方は、印鑑証明書を添付してください。

2 経営規模等総括表

申請日以前の最後の決算日の直前2期分について記入してください。3月末決算等で受付期間中に該当期の財務諸表の調製が間に合わない場合、直前2期目と3期目について記入してください。

(1) 測量等実績高

①「直前2年度分決算」及び「直前1年度分決算」の欄には、入札に参加を希望する業種のみについて業種区別に、各事業年度において完成した業務の実績高を消費税込みで記入してください。各年度の2欄（2列）のうち、年1回決算の場合は1欄、年2回決算の場合は2欄を使用してください。

②事業年度の変更及び組織の変更について

○ 事業年度を変更したため、申請日の直前2期の各事業年度に含まれる月数の合計が24箇月に満たない場合は、次の式によって算定した実績高を2で除して、年間平均実績高を算定してください。

[例]

申請日の直前1年の営業年度 A

申請日の直前2年の営業年度 B

申請日の直前3年の営業年度 C

$(Aの実績高) + (Bの実績高) + (Cの実績高) \times \{24箇月 - (Aの月数 + Bの月数)\} / Cの月数$

(2) 自己資本額（法人の方は①～⑤、個人の方は⑥を参照してください。）

- ①「直前決算時」の「払込資本金」の欄には、審査基準日の直前の営業年度終了の日における払込済の資本金額、新株式払込金（又は新株式申込証拠金）の合計を記入してください。
- ②「直前決算時」の「剰余金」の欄には、資本剰余金、利益準備金、その他利益譲与金及び自己株式申込証拠金の合計額から繰越利益剰余金の額を減じたものを記入してください。
- ③「直前決算時」の「差額金・自己株式」の欄には、土地再評価差額金、その他有価証券評価差額金の合計額を記入してください。

- ④「剰余（欠損）金処分」の「次期繰越利益（欠損）金」の欄には、貸借対照表の繰越利益剰余金の額を記入してください。
- ⑤「決算後増減額」の欄には、審査基準日直前の決算日以降、審査基準日の前日までの間に増資又は減資があった場合にその額を記入してください。この場合において、剰余金を取り崩した場合には、「剰余金」の欄に取り崩した額をマイナス表示（「－」）で記入してください。
- ⑥個人の方は、前期末の資本合計（期首資本金）、事業主借勘定及び事業主利益の合計から事業主貸勘定の額を控除した額（負債の部に利益留保性の引当金及び準備金が計上されている場合はさらにそれを加えた額）を「合計」の「計」の欄に記入してください。その他の欄は記入不要です。

（3）営業年数等

- ①「営業年数」の欄には、希望する業種の事業の開始日から審査基準日までの期間（休業の期間を除く。）に係る年数（1年未満は切捨て）を記入してください。
- ②組織変更等が行われ、かつ、現企業体と前企業体が同一性を保持していると認められる場合は、前企業体の創業時とすることができます。企業の合併が行われたときは存続会社の創業時としてください。

3 登録証明書（現況報告書）等

- （1）登録から3箇月以内の場合は「登録通知書の写し」をもって代えることができます。
- （2）申請者が、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程による登録業者である場合は、それぞれの登録規程第7条に規定する「現況報告書の写し」を提出してください。この場合の「現況報告書」は、国土交通省に提出した一式（財務諸表は除く。）で、かつ、確認済印が、申請書提出時の直前1年以内のものに限ります（決算日の関係で、直近の「現況報告書」を提出済みだが確認済印の押印が未了の場合は、提出済みの直近の報告書の写しとその1期前の報告書の写しを併せて提出すること）。新規登録から申請までに決算日がなく「現況報告書」がない場合、「登録通知書の写し」を提出してください。なお、「現況報告書の写し」を提出した場合は、営業所一覧表を省略することができます。
- （3）計量証明事業の登録証明書は都道府県によっては発行されないことがあります。その場合、登録簿の謄本に原本と相違ない旨の証明を受けたものを提出してください。
- （4）建築設備設計業務を希望される方は、1名以上の方の有効な建築設備士登録証の写しを提出してください。

4 「商業登記事項証明書」（法人の場合）

申請者が、**法人の場合**は〔商業登記事項証明書〕を添付してください。

5 直前1年の営業年度における財務諸表

申請日以前の最後の決算日の直前1営業年度における貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書（個人にあつては確定申告書の写し）を添付してください。11月末決算等で受付期間中に当該期の財務諸表の調製が間に合わない場合、その1期前のものを添付してください。

6 営業所一覧表

主たる営業所（一般的には本社・本店等になります。）とその他の営業所について記入し、添付してください。

7 京丹波町税納税証明書及び公共料金完納確認

（1）京丹波町税納税証明書

証明願及び証明書に必要事項を記載のうえ、役場本所税務課又は支所において証明を受けてください。法人の場合は、会社分と代表者分の証明書が必要です。

※法人及び代表者に納税義務のない場合は、不要です。

（2）京丹波町公共料金完納確認

申請時に公共料金の滞納がないか確認しますので、代表者分及び会社分の**同意書**を提出してください。

※京丹波町内に営業所若しくは代表者の住所がない場合は、不要です。